



教えて!?

雇用保険受給の基本

雇用保険（失業等給付）の受け方、制度がよく解らない？

ここでは、簡単に受給の流れと専門用語を紹介します！



◆ 雇用保険 ~それは助け合いの保険~

- ★ 雇用保険は、ある一定期間継続して失業という事故に遭われてしまった時に、被保険者皆さんの掛け金から、求職活動をしている期間給付を行う相互扶助の掛け捨て保険制度ですので、積立金や退職金のように考えるのは間違いです。
- ★ 雇用保険を受給するためには、①お持ちの離職票で受給資格があること、②職業（週20時間以上のアルバイト等も含む）に就いていないこと、③仕事を探していること、④仕事ができる健康状態や家庭環境であること等が必要です。

◆ 受給の心得3箇条 ~求職活動をして認定日に報告へ~

- 心得その1 求職活動をする → 活動しない人は受給出来ません！
- 心得その2 認定日に申告に来る → 申告に来ないと受給出来ません！
- 心得その3 仕事や手伝いをした日は申告する → うそは不正です！

重要

つまり、雇用保険とは、受付（受給資格決定）をした後、①求職活動をして、②認定日に報告に来て、③正しく申告し認定を受ける、これを繰り返すことによって、認定日ごとに分割して支払う保険と言うことになります。

ですから、受付を行っただけで、求職活動をしなかったり、認定日に来所しないと、受給出来ません。



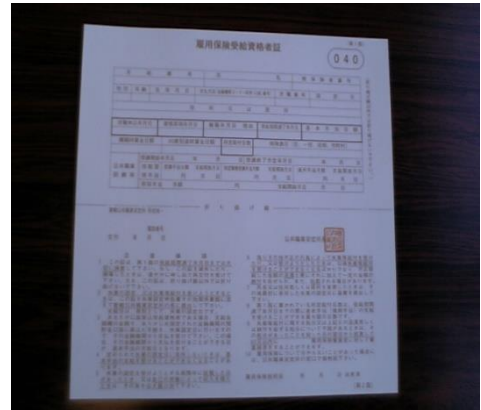
では、求職活動って？、認定日って？、申告って？
分かり易く説明するよ！

◆ 雇用保険受給資格者証 って?

<給付を行うための証書>

<受給資格者証サンプル>

- ★ 離職票の内容に基づいて交付される 雇用保険を受けるために必要な証書 のことです。
- ★ 給付内容や求職活動状況もこの証書に記録していきますので、ハローワークへ来るときは必ず持ち歩いてください。
- ★ ご本人の給付に関する様々な情報(認定日や金額等)が載っています。

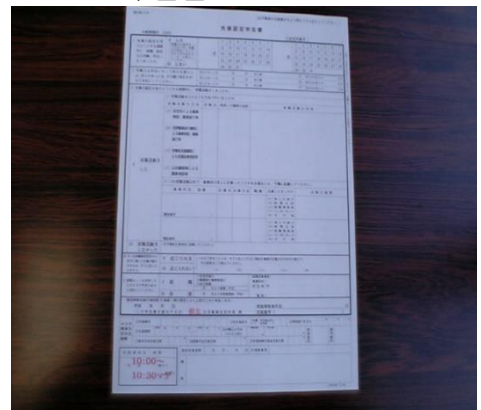


◆ 失業認定申告書 って?

<申告はすべてこの用紙を使います>

<申告書サンプル>

- ★ お仕事探しの状況やお仕事等をした日について報告頂き、認定を受けるための申告書のことです。
- ★ 認定とは、この申告書によりお仕事等に就いていない日の確認や仕事探しを行っているか確認を行うことです。
- ★ 一番最初の認定では、待期の確認や給付制限の有無の確認も行います。



◆ 認定日 って? <私は何型一何曜日?>

<認定一覧表サンプル>

- ★ ハローワークに報告に来る日のことです。(原則4週間に1回あります)
- ★ 安定所では○型一〇~〇型一〇のグループに認定日を分け、順番に報告に来て頂きます。(認定一覧表を参照)
- ★ 認定日に来ないと、その認定対象期間における給付は受けられません!



1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型	10型	11型	12型
27	24	21	18	15	12	9	6	3	28	25	22
28	25	22	19	17	14	12	9	6	4	1	27
29	26	23	20	18	15	13	10	7	5	2	26
30	27	24	21	19	16	14	11	8	7	4	25
31	28	25	22	20	17	15	12	9	8	5	24
1	29	26	23	21	18	16	13	10	9	6	23
2	30	27	24	22	19	17	14	11	10	7	22
3	31	28	25	23	20	18	15	12	11	8	21
4	1	29	26	24	21	19	16	13	12	9	20
5	2	30	27	25	22	20	17	14	13	10	19
6	3	31	28	26	23	21	18	15	14	11	18
7	4	1	29	27	24	22	19	16	15	12	17
8	5	2	30	28	25	23	20	17	16	13	16
9	6	3	31	29	26	24	21	18	17	14	15
10	7	4	1	30	27	25	22	19	18	15	14
11	8	5	2	31	28	26	23	20	19	16	13
12	9	6	3	1	29	27	24	21	19	16	14
13	10	7	4	2	30	28	25	22	20	17	13
14	11	8	5	3	31	29	26	23	21	18	12
15	12	9	6	4	1	30	27	24	22	19	11
16	13	10	7	5	2	31	28	25	23	20	10
17	14	11	8	6	3	1	29	26	24	21	9
18	15	12	9	7	4	2	30	27	25	22	8
19	16	13	10	8	5	3	31	28	26	23	7
20	17	14	11	9	6	4	1	29	26	24	6
21	18	15	12	10	7	5	2	30	27	25	5
22	19	16	13	11	8	6	3	31	28	26	4
23	20	17	14	12	9	7	4	1	29	26	3
24	21	18	15	13	10	8	5	2	30	27	2
25	22	19	16	14	11	9	6	3	31	28	1

◆ 待期 って? <自宅に待機という意味ではありません!>

- ★ 受付した日から7日間、仕事をしていない状態を確認する期間のことです。
- ★ つまり、雇用保険はこの待期の確認がとれた日の翌日から支給対象となります。

◆ 給付制限 って? <自己退職等の場合の給付が制限される期間>

- ★ 自己退職等で自ら職を辞めた方の場合、待期（7日間）の確認がとれた後、2ヶ月又は3ヶ月間給付が出来ない期間があります。これが給付制限です。
- ★ つまり、給付制限が付く場合、支給開始は待期（7日間）＋給付制限経過後になります。
- ★ なお、激甚災害の指定を受けた場合、給付制限が1カ月に短縮される場合があります。
- ★ 給付制限が付く場合でも、最初の1回目の認定日には、待期の確認及び給付制限期間の確認のため、必ず申告に来る必要があります。

◆ 基本手当 って? <いわゆる失業給付金のこと>

- ★ 認定日に認定を受けたことにより、給付金として支払われる金額のことです。
- ★ 認定された日数×基本手当日額＝支払われる基本手当額となります。
（基本手当日額とは、離職票の賃金を基に支給率80%～45%で計算）
- ★ 認定されてから入金まで、金融機関経由で概ね1週間かかります。

◆ 所定給付日数 って? <最大何日分保険が受けられる?>

- ★ 給付を受けられる最大日数のことです。
- ★ 雇用保険は月単位ではなく、1日単位で計算されます。
- ★ 自己都合、定年、期間満了等は雇用保険加入年数で判断しますが、会社都合等の場合は加入年数の他に退職時の年齢も関係してきます。

◆ 受給期間満了日 って? <いつまでに受ければいいのか?>

- ★ 給付を受けられる期限のこと。通常、離職票の退職日から1年後の日までとなります。
- ★ 待期や給付制限、実際の給付期間も含めて退職日から1年以内です。
- ★ 手続きが大幅に遅れると受給中に受給期間満了日を迎え支給終了となる場合があります。
- ★ 長期にわたる病気やけが、妊娠等の状況になられたときには、受給期間の延長を申請することができる場合があります。

◆ 求職活動の範囲 って? <どんな活動をすればいいの?>

- ★ 給付を受ける為には認定日ごとに通常2回以上の求職活動実績が必要です。
- ★ 具体的に挙げると、ハローワークによる職業相談・紹介・セミナー等、公的機関や民間職業紹介機関による職業相談・紹介・セミナー等、知人・新聞広告・就職情報誌等による求人への応募、国家試験等への受験などを言います。
- ★ ハローワークの求人情報閲覧パソコンによる求人情報や新聞広告等の単なる閲覧、単なる知人への紹介依頼では求職活動とはなりません!

◆ 就労・就職・手伝い って? <どんなものが該当?>

- ★ 1日の労働時間が4時間以上のお仕事等をした場合を就労と言い、4時間未満の場合は内職・手伝いと言います。実際の収入の有無は関係ありません。
(申告書のカレンダー欄の該当日に就労は○印、内職・手伝いは×印)
- ★ ○印の日は、基本手当は支給できませんが、就業手当を支給できる場合があります。 ×印の日は支給できますが、収入を伴う場合減額調整を行います。
- ★ 例えば、前の職場の残務整理、アルバイト等(土日のみや、朝夜のみも含む)、単発や期間限定の就労、ボランティア活動、内職、家業の手伝い等です。
- ★ 1週間に4日以上かつ、週20時間以上の就労(1日4時間以上)となる場合を就職と言います。ですから、アルバイトでも時間や回数によっては就職となる場合があります。就職状態となった場合は、認定日を変更し就職手続きを行いますので就職日の直前又は直後に速やかに申告にご来所ください。
- ★ 就労・就職・手伝いをした日があるのに申告しなかったり、偽った申告をすると、不正受給として処罰されてしまいますので、正しく申告しましょう。

◆ 再就職手当 って? <週20時間以上の就職が決まったら?>

- ★ 給付日数をたくさん(所定給付日数の1/3以上)残して早期に就職されまると、就職条件によって申請出来る場合があります。(必ずではありません!)
- ★ お仕事が決まりましたら、就職日の前日に就職申告のためご来所ください。認定日を変更して認定を行うと共に該当する場合には申請書一式をお渡しします。
- ★ 申請期間は就職日の翌日から1ヶ月以内となっており、該当した場合のおおよその支給額は、支給残日数の60%(70%)×基本手当日額(上限あり)です。
(申請結果が出るには申請してから1ヶ月半ほどかかります)



いかがです?雇用保険のことが少しお解りいただけましたか?
詳しくは雇用保険受給のしおりをご覧ください。
また、窓口職員へも遠慮なく聞いてくださいね!